

毎月15日までの会費集金
にご協力をお願いします。
会計 山崎孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行
TEL 0568-81-1482
FAX 0568-81-9756
<http://kasugaiminsyo.st1.jp>



今年の重税反対統一行動は3月12日(金)です

集会・デモ等は行いません 三役がまとめて提出するので3月11日(木)までに事務所に持参を



今年も確定申告の申請期限が所得
税・消費税ともに4月15日(木)まで
に延長されましたが、3・13重税反
対統一行動は予定通り3月12日(金)
に行います。ただし、昨年同様集会・
デモは行わず、三役が代表して申告書
を預かって提出する形式となります。
申告書は3月11日までに事務所へ
重税反対統一行動当日は事務所の通
常業務は行いません。必ず3月11日
(木)までに申告書を完成させ、事務
所へ届けるようにしてください。
下の相談会を予約して参加しよう
後半は大変混むので早めの予約を

今年も確定申告の申請期限が所得
税・消費税ともに4月15日(木)まで
に延長されましたが、3・13重税反
対統一行動は予定通り3月12日(金)
に行います。ただし、昨年同様集会・
デモは行わず、三役が代表して申告書
を預かって提出する形式となります。
申告書は3月11日までに事務所へ
重税反対統一行動当日は事務所の通
常業務は行いません。必ず3月11日
(木)までに申告書を完成させ、事務
所へ届けるようにしてください。
下の相談会を予約して参加しよう
後半は大変混むので早めの予約を

申告相談会の日程(完全予約制)

すべて民商事務所で開催します。
平日夜は4名、土日は6名までで
す。

※予約のない場合は参加をお断りすることがあります。

<全支部共通> **空いているのでわらい目です**

♪

2月27日	土	10~12時	事務所
2月27日	土	13~16時	事務所
2月27日	土	18~20時	事務所

<東支部>

2月20日	土	18~20時	事務所
2月28日	日	13~16時	事務所
3月1日	月	18~20時	事務所
3月6日	土	18~20時	事務所

<西支部>

3月1日	月	18~20時	事務所
3月7日	日	13~16時	事務所 ※3名まで
3月7日	日	18~20時	事務所 ※3名まで

<南支部>

2月24日	水	18~20時	事務所
3月3日	日	19時	ふあんふあ(南花長)
3月7日	月	10~12時	事務所

<北支部>

2月21日	日	13~16時	事務所
2月22日	月	18~20時	事務所
3月4日	木	18~20時	事務所
3月7日	日	13~16時	事務所 ※3名まで
3月7日	日	18~20時	事務所 ※3名まで

パソコン入力会開催中!(完全予約制)

3月11日までの毎週火・木曜日 事務所2F
午前:10時~12時 午後:14時~16時

※2月23日(火)は祝日のため休みます。

給与所得と公的年金等の雑所得の両方がある方は要注意です!

所得金額調整控除にご注意!

2020年分の確定申告から、給与所得控除額と公的年金等控除額が原則として一律10万円引き下げられています。そのため、給与収入と公的年金収入の両方ある場合には、合計20万円が引き下げられることとなります。

それを補うように基礎控除額が原則、38万円から48万円に引き上げられていますが、この10万円を補ってもなお、10万円引き下がったままの状態となってしまうことから、これを調整するために、10万円を上限に給与所得から控除する「所得金額調整控除」の制度が新たに設けられました。

適用対象者は、『その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者』です。

ご不明な点があれば民商事務所までおたずねください。